

【中国】動物防疫法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2021 年 1 月 22 日に制定された改正動物防疫法は、清浄化等を方針に加え、病死動物等の無害化処理を強化し、人獣共通感染症を含む動物疫病を防御するための制度・体制を整備した。

1 背景と経緯

2018 年、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会は、伝染病予防治療法¹の実施状況を調査し、狂犬病等の人獣共通感染症への対応体制の不備等を指摘した²。同時期にアフリカ豚熱（African Swine Fever）の発生も確認され、第 13 期全人代（2018～2022 年）の立法計画³に動物防疫法の改正が盛り込まれた。全人代農業及び農村委員会は、国の中長期計画⁴及び野生動物利用の規制強化等を定めた 2020 年 2 月の全人代常務委員会決定⁵等を踏まえて改正草案を作成し、同年 4 月から全人代常務委員会での審議が開始された。2021 年 1 月 22 日、改正動物防疫法⁶（全 12 章 113 か条）が採択・公布され、同年 5 月 1 日から施行される。動物防疫法は 1997 年に制定され、2007 年の全部改正（全 10 章 85 か条）を経て、今回が 2 回目の全部改正である。

2 改正動物防疫法の概要

(1) 章構成

第 1 章：総則（第 1 条～第 14 条）、第 2 章：動物疫病の予防（第 15 条～第 30 条）、第 3 章：動物疫病感染の報告、通報及び公表（第 31 条～第 37 条）、第 4 章：動物疫病的抑制（第 38 条～第 47 条）、第 5 章：動物及び動物製品の検疫（第 48 条～第 56 条）、第 6 章：病死動物及び病害動物製品の無害化処理（第 57 条～第 60 条）、第 7 章：動物診療（第 61 条～第 65 条）、第 8 章：獣医管理（第 66 条～第 73 条）、第 9 章：監督管理（第 74 条～第 78 条）、第 10 章：保障措置（第 79 条～第 86 条）、第 11 章：法的責任（第 87 条～第 109 条）、第 12 章：附則（第 110 条～第 113 条）。このうち、第 6 章及び第 8 章は新たに追加された章である。

(2) 目的・原則

制定目的に、動物疫病的清浄化及び人獣共通感染症の防御を追加した（第 1 条）。動物防疫の定義に、疫病的診療・清浄化、病死動物及び病害動物製品の無害化処理（第 3 条）を、畜産業及びヒトへの危険度に応じた 1 類から 3 類までの疫病的分類につき具体的病名を追加し、人獣

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 4 月 6 日である。

¹ 「中华人民共和国传染病防治法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3NjkzODA2Zjk%3D>>

² 「全国人民代表大会常务委员会执法检查组关于检查《中华人民共和国传染病防治法》实施情况的报告」2018.8.28. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201808/1206d45fadd94991bc358b1a5638e537.shtml>>

³ 「十三届全国人大常委会立法规划」2018.9.8. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/08/content_5320252.htm>

⁴ 「国务院办公厅关于印发国家中长期动物疫病防治规划（2012—2020 年）的通知」2012.5.25. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2012-05/25/content_2770.htm>

⁵ 「全国人民代表大会常务委员会关于全面禁止非法野生动物交易、革除滥食野生动物陋习、切实保障人民群众生命健康安全的决定」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NzAzYWRRkMjAxNzcwOTM4MGM5NTFmYmU%3D>>

⁶ 「中华人民共和国动物防疫法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NzAzYWRRkMjAxNzcwOTM4MGM5NTFmYmU%3D>>

共通感染症リストの制定を定めた（第4条）。予防を中心とする方針のほか、予防と抑制、清浄化、除去を組み合わせる方針を追加した（第5条）。国は、社会が動物防疫に参加することを奨励し、各級政府は、組織や個人による宣伝教育、ボランティア、寄付等を支援する措置を講ずる（第6条）。動物の飼育、動物製品の生産等に従事する組織・個人は、防疫に相応の責任を負う（第7条）。県級以上の政府の衛生健康主管部門は、農業農村・野生動物保護等の主管部門と共に、人獣共通感染症防止の協力機制を構築し、国務院の農業農村主管部門は、税関総署等と共に、国外の動物疫病の流入防止の協力機制を構築する（第10条）。

（3）予防・通報等

国は、動物疫病のリスク評価制度を構築し（第15条）、監視及び感染早期警戒制度を実施し（第19条）、動物疫病の清浄化を推進し、動物を飼育する組織や個人による清浄化を奨励・支援する。国務院の農業農村主管部門は、動物疫病の清浄化・除去計画を制定し、実施する（第22条）。犬を飼育する組織・個人は、狂犬病予防接種等の義務を負い、街道⁷又は郷級政府は、野良犬・野良猫の抑制・処置を行い、疫病の拡大を防止する（第30条）。

1～3 類相当の疫病が突如発生し、公衆に危害が及ぶ状況を重大動物感染とし、必要時には、県級以上の人民政府は、封鎖を行い、殺処分等の措置を採ることができる（第32条）。国は、動物疫病通報制度を実施し、税関や野生動物保護主管部門等に通報を義務付ける（第33条）。

（4）抑制

国務院の農業農村主管部門は、国の重大動物感染状況時の対応マニュアル及び実施プランを制定する。県級以上の政府は当該行政区域の対応マニュアルを、県級以上の政府の農業農村主管部門は、実施プランを制定する（第45条）。重大動物感染の発生時には、国務院の農業農村主管部門は、動物疫病リスク区域を画定し、高リスク区域から低リスク区域への特定の動物又は動物製品の移動を禁止し、又は制限する責任を負う（第46条）。省級政府は、動物を道路輸送する際の指定ルートを確認・公開し、案内標識を設置する（第53条）。

（5）無害化处理

動物の飼育等に従事する組織及び個人は、病死動物、病害動物製品の無害化处理を行い、又は処理場に委託しなければならない（第57条）。河川・湖沼等で発見された家畜家禽の死骸は県級政府が、都市の公共スペースや農村で発見された場合は街道又は郷級政府が、野外にある野生動物の死骸は地域の野生動物保護主管部門が、それぞれ処理する（第58条）。省級政府は、無害化集中処理場の建設計画を策定し、無害化处理機制を構築する（第59条）。

（6）獣医管理

国は、獣医官任命制度を実施し（第66条）、免許を持つ獣医師の継続教育を奨励する。獣医師の所属機構は参加を支援しなければならない（第70条）。獣医師業協会⁸は獣医関係の情報や研修等を提供し、業界規範や奨励・処罰の機制を整備し、業界の自律性を強化する（第73条）。

（7）法的責任

人獣共通感染症の感染者が動物疫病の監視等に従事した場合（第96条）、移動を禁止又は制限すべき動物等を高リスク地区から移した場合（第101条）等の罰則規定を追加した。

⁷ 中国の地方行政区分は、省級・地区（市）級・県級・郷級から成り、街道は、地区級市のうち区を設ける市（「設区的市」）に属する市轄区（県級）のさらに下位にある行政区画（郷級）である。

⁸ 国務院農業農村部が主管する全国的な業界組織として、中国獣医協会があり、獣医の権利保護、表彰、規格制定等の事業を行う。「协会介绍」中国兽医协会 <<http://www.cvma.org.cn/syxx/gyxx/xhjs/list.html>>